

水戸市動物愛護センター愛称募集要領

1. 目的

令和2年4月に開設し、5年目を迎えた水戸市動物愛護センターは、動物愛護の意識の普及啓発を行うことで、市民の動物愛護への関心を高めてきた施設です。

今後、市動物愛護センターの愛称を募集することにより、市民にとってより身近に感じられ、さらに親みやすい施設とすることを目的とします。

2. 募集内容

水戸市動物愛護センターの愛称

(施設の設置目的や特徴がイメージできるもので、親しみやすく呼びやすいものとします。)

3. 応募条件

(1)市内に居住又は在勤、在学している方とします。

(2)応募作品数は、1人につき1点とします。

4. 応募期間

令和6年10月4日(金) から 11月5日(火)までとします。

5. 応募方法

【電子申請による応募申し込み】

いばらき電子申請・届出サービスの「水戸市動物愛護センターの愛称応募」から、必要事項を入力の上、応募してください。

市HPの動物愛護センター愛称募集ページから、いばらき電子申請・届出サービスによる応募手続きが直接御利用いただけます。

《必要事項》

(1)水戸市動物愛護センターの愛称(ふりがな)

(2)愛称の由来

(3)郵便番号・住所

(4)氏名(フリガナ)

(5)年齢

(6)職業又は学校名・学年

(7)連絡先(電話番号, メールアドレス)

6. 選考方法

水戸市動物愛護センター愛称選考委員会において応募作品を審査し、最優秀賞及び優秀賞を決定します。また、最優秀賞として決定した作品を施設の愛称として採用します。

※同一の愛称に複数の応募がある場合は、抽選にて受賞者を選考します。

7. 賞

- (1)最優秀賞 1作品（賞状及び1万円分のQUOカード）
- (2)優 秀 賞 2作品（賞状及び5千円分のQUOカード）

8. 結果発表

令和7年2月上旬に入賞者へ直接通知するとともに、市の広報及びホームページで発表します。この発表をもって、入賞者以外の方への結果通知に代えさせていただきます。

また、入賞者については、令和7年2月末頃に表彰を予定しています。

9. 個人情報の取扱い

- (1)応募者の個人情報については、応募作品の選考、発表及び表彰のために使用し、それ以外の目的で使用することはありません。
- (2)受賞者の発表の際には、受賞者の氏名、年齢及び学生の場合は学年について公表します。

10. 留意事項

- (1)応募作品は、自作未発表のもので、第三者が有する商標権・著作権等の権利を侵害しないものに限ります。
- (2)施設愛称として採用された作品の一切の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、すべて無償で水戸市に譲渡するものとします。
- (3)応募者は、応募作品に対して著作権人格権の行使をしないものとします。
- (4)応募作品に対して、第三者からの権利侵害、賠償責任等の苦情等が生じた場合は、水戸市は一切の責任を負わず、費用負担を含め応募者が対処するものとします。
- (5)応募作品に対して、必要に応じて修正等を加えた上で愛称として採用する場合があります。
- (6)応募作品は提出後に修正することはできません。
- (7)応募作品の審査内容等に関する問い合わせについては、お答えできません。
- (8)未成年の方が応募する場合は、保護者の許可を得た上で応募してください。

11. 問合せ

◇水戸市動物愛護センター

〒311-4153 水戸市河和田町999

電話:029-350-3800

時間:日・月曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

◇水戸市保健所保健衛生課

〒310-0852 水戸市笠原町993-13

電話:029-243-7328

時間:土・日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで